

第 2 号議案 豊田都市計画区域区分の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 縦 覧 期 間 | 令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 11 月 29 日まで |
| 縦 覧 場 所 | 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊田市役所 |
| 意見書提出状況 | 1 通 (1 名) |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|------------------------|--|--|
| 1. 計画に関すること | | |
| 1-1 | コンパクトシティを目指す中で、市街化調整区域内地区計画や市街化調整区域の土地を、安易に分散的に市街化区域に編入するのは逆行している。 (1通(1名)) | 当該地区周辺は、豊田市都市計画マスタープランにおいて産業誘導拠点に位置づけられ、「新産業の創出に向けて、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導や新たな産業の立地を図る」とされています。 当該地区はインターチェンジ周辺に位置し、交通利便性が高いことや民間開発による基盤整備が確実な区域であることから、良好な工業地形成が図られるため、市街化区域に編入するものです。 |
| 1-2 | 当該地は民間開発が確実な区域とあるが、何が建設されるのか不明である。 (1通(1名)) | 工場や物流施設等が建設される計画です。 |
| 2. 都市計画図書に関すること | | |
| 2-1 | 産業フレームとして県内総生産額が増加しているが、根拠が不明である。 (1通(1名)) | 新たな産業系市街地の規模を定めるため、過去の実績等を踏まえて、計画年次の県内総生産額を想定しています。 |
| 2-2 | 当該区域が豊田都市計画区域マスタープランで、どのように位置づけられている区域なのか理由書に記載がない。 (1通(1名)) | 愛知県が定める都市計画区域マスタープランは、一つの市町村を超える広域的な観点から都市計画の基本的な方針を定めることとしています。その都市計画区域マスタープランに即して定めることとされている豊田市都市計画マスタープランにおいて、当該地区は産業誘導拠点として位置づけています。 |
| 3. その他 | | |
| 3 | 計画書において人口フレームは微増となっているが、豊田市の人口は既に減少しつつある。 (1通(1名)) | 愛知県では、市町村単位ではなく、豊田市を含む西三河広域都市計画圏（豊田都市計画区域及び西三河都市計画区域）として人口フレームを設定しています。 なお、西三河広域都市計画圏では、国勢調査によりますと2015年から2020年の5年間で約18,000人増加しています。 |

第 5 号議案 名古屋都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 縦 覧 期 間 | 令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 11 月 29 日まで |
| 縦 覧 場 所 | 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び蟹江町役場 |
| 意見書提出状況 | 3 通 (1 名 2 団体) |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること | | |
| 1-1 | <p>今回の路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続きを進めることとしております。例えば、東三河都市計画道路の変更に関連する区域区分の変更を今回同時に手続きを進めています。</p> |
| 1-2 | <p>路線廃止の理由として周辺道路網の代替性だけで廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。理由として周辺現道網の代替性のみしか書かれていないが、将来交通量の確認はしていないのか。 < 2通（2団体） ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても評価を行うこととしております。 交通機能の代替性の検証にあたっては、将来交通量推計を行い、交通量や混雑度を確認しております。</p> |
| 1-3 | <p>部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、整備済み区間、事業中及び事業検討中の区間は見直し対象外としております。</p> |
| 1-4 | <p>地元説明会を行っている案件と行っていない案件がある。地元への説明方法はどのように進めているのか。地元への説明内容が分かるように、配布資料、質疑内容等を明らかにすべきである。 また、パブリックコメントを実施している案件と実施していない案件がある。 < 3通（1名2団体） ></p> | <p>都市計画法第16条や都市計画運用指針において、都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会や説明会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められています。 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令により、外出抑制の観点から説明会を中止とし、説明会の開催に代え、関係地区を対象とした都市計画の案及び説明資料の全戸回覧、市町村ホームページへの掲載、意見の募集とその結果や見解の公表を行うなどにより、住民意見を反映させるための措置を講じた案件があります。 市町村が実施した住民説明会等の資料、質疑内容につきましては、各市町村ホームページで公表等がなされております。 パブリックコメントにつきましては、市町村が都市計画の案を作成していくのに先立ち、市町村独自の都市計画道路見直し方針を定める際に実施したものです。</p> |
| 1-5 | <p>変更案件に関する市町村以外の都市計画道路の整備状況がどうなっているかを、県は公表すべきである。また、他の市町村における都市計画道路の見直し進捗状況も確認できるようにすべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>ご意見を踏まえ、県内の都市計画道路の整備状況及び市町村ごとの見直し進捗状況等について、12月初旬より県都市計画課ホームページに掲載し、ご確認いただけるようにいたしました。</p> |
| 1-6 | <p>旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分に大きな制約を課されてきた。固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税額が本来の税額に戻る場合があります。このような税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において負担調整措置が設けられております。</p> |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|------------------------|---|--|
| 2. 天王線の廃止に関すること | | |
| 2 | <p>名古屋都市計画道路3・4・337号天王線の廃止の理由書では、駅から徒歩圏内にある廃止区間沿線の市街化調整区域について、市街化の見込みがないと決めつけており、根拠がなく問題である。</p> <p>< 1 通 (1 名) ></p> | <p>令和2年度に定められた町の都市計画マスタープランにおいて、廃止区間沿線の市街化調整区域は「集落内の居住環境維持・向上地域」及び「優良農地保全・集落内居住環境維持地域」と位置づけられており、市街化を抑制する土地利用方針が定められています。</p> <p>なお、本マスタープランは、住民意識調査、パブリックコメントなど町民の意向を反映させる措置が講じられ、学識経験者や行政関係者等から構成されたマスタープラン策定委員会での協議を経て策定、公表されております。</p> |
| 3. その他 | | |
| 3 | <p>名古屋都市計画道路3・3・903号南駅前線の整備などの蟹江町の事業実施について、住民に対して事業の意義など十分な説明がなされておらず、納得できない。</p> <p>< 1 通 (1 名) ></p> | <p>蟹江町が実施する事業に関するご意見ですので、いただいたご意見は蟹江町へ申し伝えております。</p> |

第 6 号議案 尾張都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

| | |
|---------|--|
| 縦 覧 期 間 | 令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 11 月 29 日まで |
| 縦 覧 場 所 | 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、 一宮市役所、江南市役所及び稲沢市役所 |
| 意見書提出状況 | 2 通 (2 団体) |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること | | |
| 1-1 | <p>今回の路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続きを進めることとしております。例えば、東三河都市計画道路の変更に関連する区域区分の変更を今回同時に手続きを進めています。</p> |
| 1-2 | <p>路線廃止の理由として周辺道路網の代替性だけで廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。理由として周辺現道網の代替性のみしか書かれていないが、将来交通量の確認はしていないのか。 < 2通（2団体） ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても評価を行うこととしております。 交通機能の代替性の検証にあたっては、将来交通量推計を行い、交通量や混雑度を確認しております。</p> |
| 1-3 | <p>部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、整備済み区間、事業中及び事業検討中の区間は見直し対象外としております。</p> |
| 1-4 | <p>地元説明会を行っている案件と行っていない案件がある。地元への説明方法はどのように進めているのか。地元への説明内容が分かるように、配布資料、質疑内容等を明らかにすべきである。 また、パブリックコメントを実施している案件と実施していない案件がある。 < 3通（1名2団体） ></p> | <p>都市計画法第16条や都市計画運用指針において、都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会や説明会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められています。 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令により、外出抑制の観点から説明会を中止とし、説明会の開催に代え、関係地区を対象とした都市計画の案及び説明資料の全戸回覧、市町村ホームページへの掲載、意見の募集とその結果や見解の公表を行うなどにより、住民意見を反映させるための措置を講じた案件があります。 市町村が実施した住民説明会等の資料、質疑内容につきましては、各市町村ホームページで公表等がなされております。 パブリックコメントにつきましては、市町村が都市計画の案を作成していくのに先立ち、市町村独自の都市計画道路見直し方針を定める際に実施したものです。</p> |
| 1-5 | <p>変更案件に関する市町村以外の都市計画道路の整備状況がどうなっているかを、県は公表すべきである。また、他の市町村における都市計画道路の見直し進捗状況も確認できるようにすべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>ご意見を踏まえ、県内の都市計画道路の整備状況及び市町村ごとの見直し進捗状況等について、12月初旬より県都市計画課ホームページに掲載し、ご確認いただけるようにいたしました。</p> |
| 1-6 | <p>旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分には大きな制約を課されてきた。固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税額が本来の税額に戻る場合があります。このような税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において負担調整措置が設けられております。</p> |

第 7 号議案 知多都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 縦 覧 期 間 | 令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 11 月 29 日まで |
| 縦 覧 場 所 | 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び東海市役所 |
| 意見書提出状況 | 2 通 (2 団体) |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------------------------------|--|---|
| 1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること | | |
| 1-1 | <p>今回の路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続きを進めることとしております。例えば、東三河都市計画道路の変更に関連する区域区分の変更を今回同時に手続きを進めています。</p> |
| 1-2 | <p>路線廃止の理由として周辺道路網の代替性だけで廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。理由として周辺現道網の代替性のみしか書かれていないが、将来交通量の確認はしていないのか。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても評価を行うこととしております。 交通機能の代替性の検証にあたっては、将来交通量推計を行い、交通量や混雑度を確認しております。</p> |
| 1-3 | <p>部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、整備済み区間、事業中及び事業検討中の区間は見直し対象外としております。</p> |
| 1-4 | <p>地元説明会を行っている案件と行っていない案件がある。地元への説明方法はどのように進めているのか。地元への説明内容が分かるように、配布資料、質疑内容等を明らかにすべきである。 また、パブリックコメントを実施している案件と実施していない案件がある。 < 3通 (1名2団体) ></p> | <p>都市計画法第16条や都市計画運用指針において、都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会や説明会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められています。 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令により、外出抑制の観点から説明会を中止とし、説明会の開催に代え、関係地区を対象とした都市計画の案及び説明資料の全戸回覧、市町村ホームページへの掲載、意見の募集とその結果や見解の公表を行うなどにより、住民意見を反映させるための措置を講じた案件があります。 市町村が実施した住民説明会等の資料、質疑内容につきましては、各市町村ホームページで公表等がなされております。 パブリックコメントにつきましては、市町村が都市計画の案を作成していくのに先立ち、市町村独自の都市計画道路見直し方針を定める際に実施したものです。</p> |
| 1-5 | <p>変更案件に関する市町村以外の都市計画道路の整備状況がどうなっているかを、県は公表すべきである。また、他の市町村における都市計画道路の見直し進捗状況も確認できるようにすべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>ご意見を踏まえ、県内の都市計画道路の整備状況及び市町村ごとの見直し進捗状況等について、12月初旬より県都市計画課ホームページに掲載し、ご確認いただけるようにいたしました。</p> |
| 1-6 | <p>旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分には大きな制約を課されてきた。固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税額が本来の税額に戻る場合があります。このような税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において負担調整措置が設けられております。</p> |

第 8 号議案 西三河都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

| | |
|---------|--|
| 縦 覧 期 間 | 令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 11 月 29 日まで |
| 縦 覧 場 所 | 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、 岡崎市役所、西尾市役所及び幸田町役場 |
| 意見書提出状況 | 2 通 (2 団体) |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること | | |
| 1-1 | <p>今回の路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続きを進めることとしております。例えば、東三河都市計画道路の変更に関連する区域区分の変更を今回同時に手続きを進めています。</p> |
| 1-2 | <p>路線廃止の理由として周辺道路網の代替性だけで廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。理由として周辺現道網の代替性のみしか書かれていないが、将来交通量の確認はしていないのか。 < 2通（2団体） ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても評価を行うこととしております。 交通機能の代替性の検証にあたっては、将来交通量推計を行い、交通量や混雑度を確認しております。</p> |
| 1-3 | <p>部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、整備済み区間、事業中及び事業検討中の区間は見直し対象外としております。</p> |
| 1-4 | <p>地元説明会を行っている案件と行っていない案件がある。地元への説明方法はどのように進めているのか。地元への説明内容が分かるように、配布資料、質疑内容等を明らかにすべきである。 また、パブリックコメントを実施している案件と実施していない案件がある。 < 3通（1名2団体） ></p> | <p>都市計画法第16条や都市計画運用指針において、都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会や説明会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められています。 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令により、外出抑制の観点から説明会を中止とし、説明会の開催に代え、関係地区を対象とした都市計画の案及び説明資料の全戸回覧、市町村ホームページへの掲載、意見の募集とその結果や見解の公表を行うなどにより、住民意見を反映させるための措置を講じた案件があります。 市町村が実施した住民説明会等の資料、質疑内容につきましては、各市町村ホームページで公表等がなされております。 パブリックコメントにつきましては、市町村が都市計画の案を作成していくのに先立ち、市町村独自の都市計画道路見直し方針を定める際に実施したものです。</p> |
| 1-5 | <p>変更案件に関する市町村以外の都市計画道路の整備状況がどうなっているかを、県は公表すべきである。また、他の市町村における都市計画道路の見直し進捗状況も確認できるようにすべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>ご意見を踏まえ、県内の都市計画道路の整備状況及び市町村ごとの見直し進捗状況等について、12月初旬より県都市計画課ホームページに掲載し、ご確認いただけるようにいたしました。</p> |
| 1-6 | <p>旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分には大きな制約を課されてきた。固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。 < 2通（2団体） ></p> | <p>都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税額が本来の税額に戻る場合があります。このような税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において負担調整措置が設けられております。</p> |

第 9 号議案 東三河都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 縦 覧 期 間 | 令和 3 年 12 月 3 日から令和 3 年 12 月 17 日まで |
| 縦 覧 場 所 | 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、 豊川市役所及び蒲郡市役所 |
| 意見書提出状況 | 2 通 (2 団体) |

| 番号 | 意見書の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------------------------------|--|---|
| 1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること | | |
| 1-1 | <p>今回の路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続きを進めることとしております。例えば、東三河都市計画道路の変更に関連する区域区分の変更を今回同時に手続きを進めています。</p> |
| 1-2 | <p>路線廃止の理由として周辺道路網の代替性だけで廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。理由として周辺現道網の代替性のみしか書かれていないが、将来交通量の確認はしていないのか。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても評価を行うこととしております。 交通機能の代替性の検証にあたっては、将来交通量推計を行い、交通量や混雑度を確認しております。</p> |
| 1-3 | <p>部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、整備済み区間、事業中及び事業検討中の区間は見直し対象外としております。</p> |
| 1-4 | <p>地元説明会を行っている案件と行っていない案件がある。地元への説明方法はどのように進めているのか。地元への説明内容が分かるように、配布資料、質疑内容等を明らかにすべきである。 また、パブリックコメントを実施している案件と実施していない案件がある。 < 3通 (1名2団体) ></p> | <p>都市計画法第16条や都市計画運用指針において、都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会や説明会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められています。 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令により、外出抑制の観点から説明会を中止とし、説明会の開催に代え、関係地区を対象とした都市計画の案及び説明資料の全戸回覧、市町村ホームページへの掲載、意見の募集とその結果や見解の公表を行うなどにより、住民意見を反映させるための措置を講じた案件があります。 市町村が実施した住民説明会等の資料、質疑内容につきましては、各市町村ホームページで公表等がなされております。 パブリックコメントにつきましては、市町村が都市計画の案を作成していくのに先立ち、市町村独自の都市計画道路見直し方針を定める際に実施したものです。</p> |
| 1-5 | <p>変更案件に関する市町村以外の都市計画道路の整備状況がどうなっているかを、県は公表すべきである。また、他の市町村における都市計画道路の見直し進捗状況も確認できるようにすべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>ご意見を踏まえ、県内の都市計画道路の整備状況及び市町村ごとの見直し進捗状況等について、12月初旬より県都市計画課ホームページに掲載し、ご確認いただけるようにいたしました。</p> |
| 1-6 | <p>旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分には大きな制約を課されてきた。固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。 < 2通 (2団体) ></p> | <p>都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税額が本来の税額に戻る場合があります。このような税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において負担調整措置が設けられております。</p> |